

利用者負担上限額管理結果票（複数児童用）の電子化

神戸市福祉局（障害者支援課）



同一世帯で複数の児童（兄弟姉妹等）が障害児通所支援等を利用している場合の
「利用者負担上限額管理結果票」電子化に伴う運用変更

｜対象となる事業所

複数障害児（兄弟姉妹等）の上限額管理事務を行う事業所

｜変更内容

利用者負担額上限額管理結果票（複数児童用）の取扱

神戸市へ紙様式を郵送 ▶ 国保連合会へ電子請求

｜対象となる請求

令和7年4月サービス提供分以降の請求

※令和7年5月以降も令和7年3月サービス提供分以前の請求について過誤があり、
遡って上限額管理結果の修正が必要となった場合は神戸市への報告が必要

利用者負担上限額管理結果票（複数児童用）の電子化



同一世帯で複数の児童（兄弟姉妹等）が障害児通所支援等を利用している場合の
「利用者負担上限額管理結果票」電子化に伴う運用変更

｜留意事項

（１）上限額管理事務を行う事業者は、必ず上限額管理事業者の登録を行ってください

（「利用者負担上限額管理依頼届出書」を区役所へ提出することで登録ができます）

※様式は[市ウェブサイト](#)から

※「利用者負担上限額管理加算」請求の有無にかかわらず届出が必要

（２）国保連合会へ電子請求する際の利用者負担上限額管理票に

“神戸市独自減免後の負担額”の入力項目はありません

（各児童の請求明細において「自治体助成額」として神戸市独自減免額（差額）を正しく
入力して下さい）

※予め従来の上限額管理結果票（Excel様式）を用いる等して計算のうえ、必要に応じて
事業所間の連絡調整を行ってください

利用者負担上限額管理結果票（複数児童用）の電子化

神戸市福祉局（障害者支援課）



同一世帯で複数の児童（兄弟姉妹等）が障害児通所支援等を利用している場合の
「利用者負担上限額管理結果票」電子化に伴う運用変更

｜留意事項

- （３）受給者証に記載された利用者負担上限月額が兄弟姉妹で異なっている場合は
“直近で支給決定された受給者証の負担上限月額”を当該世帯の上限月額として
適用して下さい

※“最も高い負担上限月額”を世帯の負担上限月額としていた従来の運用から変更

- （４）令和７年７月サービス提供分以降は紙での受付不可

※令和７年６月サービス提供分まで経過的に紙での報告も可とします

利用者負担上限額管理結果票（複数児童用）の電子化

神戸市福祉局（障害者支援課）

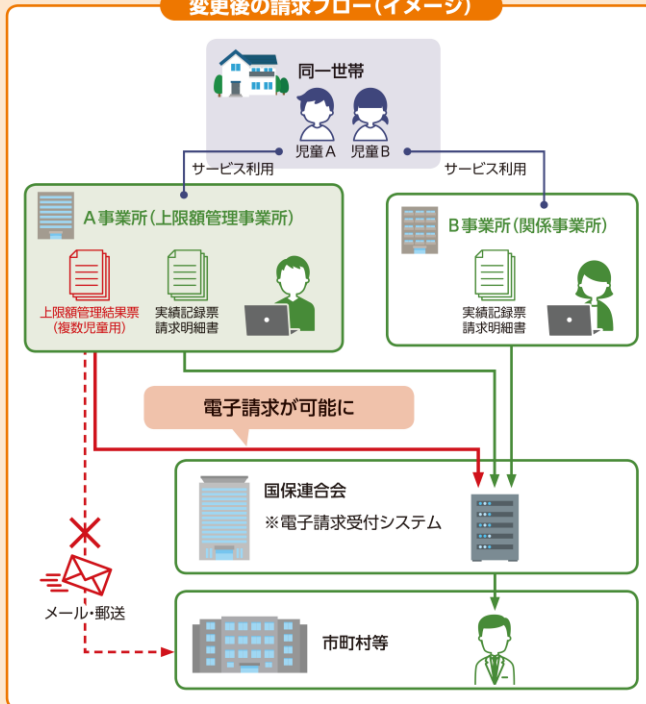
参考

複数児童用上限額管理結果票が 電子化されます

複数児童用の上限額管理結果票が国保連合会で請求可能に

同一世帯に障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合に、上限額管理事業所が市町村に帳票等で提出していた複数児童用上限額管理結果票を、令和7年5月請求からは請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となります。

変更後の請求フロー（イメージ）



<裏面に続きます>

請求に際して

- 令和7年5月請求時（令和7年4月サービス提供分）から電子請求が可能となります。
- 電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。
- 簡易入力システムでは、令和7年4月末頃リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。詳細はリリース時に電子請求受付システムにて通知するお知らせをご覧ください。
- 上限額管理事業所ではない事業所の請求方法は、従前と変わりません。

上限額管理事業所の確認は受給者証を確認しましょう

受給者証の五面（利用者負担に関する事項）をご確認ください。

- ① 利用者負担上限額管理事業所名に記載されている事業所が、上限額管理事業所になります。
- ② 特記事項欄に、同一世帯に上限額管理対象児童が複数いることの記載があります。

受給者証(例)	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
利用者負担上限額管理事業所名 ① ○□△事業所	
特記事項欄 ② 上限額管理対象者(複数障害児)	

請求ソフトでの上限額管理結果票の作成方法に関する
お問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください

簡易入力システムに関するお問い合わせはこちら

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

TEL : 0570-059-403 FAX : 0570-059-433

MAIL : mail@support-e-seikyuu.jp

※操作等に関するお問い合わせ以外については対応できません

上限額管理結果票の提出等に関するお問い合わせはこちら

神戸市福祉局障害者支援課
shougaiji@city.kobe.lg.jp